

令和 7 年第 1 回西郷村議会定例会

議事日程（2 号）

令和 7 年 3 月 1 0 日（月曜日）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-------|-----------|-----------------|
| No. 1 | 4 番 | 鈴木 昭 司 君 | （P 2 3 ～ P 3 2） |
| No. 2 | 1 2 番 | 藤 田 節 夫 君 | （P 3 3 ～ P 4 3） |
| No. 3 | 1 番 | 小 澤 佑 太 君 | （P 4 4 ～ P 6 2） |

・出席議員（１６名）

１番 小澤 佑太君	２番 須藤 正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木 昭司君	５番 大竹 憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島 栄一君	８番 鈴木 武男君	９番 河西 美次君
１０番 真船 正康君	１１番 鈴木 勝久君	１２番 藤田 節夫君
１３番 上田 秀人君	１４番 大石 雪雄君	１５番 矢吹 利夫君
１６番 真船 正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋 廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山 充司君	会計管理者兼 会 計 室 長	仁平 隆太君
参事 兼 総務課 長	田部 井吉行君	企画政策課長	関根 隆君
財 政 課 長	渡部 祥一君	防 災 課 長	木村 三義君
税 務 課 長	須藤 隆士君	住民生活課長	池田 早苗君
福 祉 課 長	相川 佐江子君	健康推進課長	高野 則子君
環境保全課長	今井 学君	産業振興課長	相川 哲也君
建 設 課 長	添田 真二君	上下水道課長	相川 晃君
学校教育課長	緑川 浩君	生涯学習課長	黒須 賢博君
農業委員会 事務局 長	鈴木 弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

参事 兼 議会事務局 長 兼 監査委員 主 任 書 記	和 知 正 道	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係 長	金 田 百 合 子		

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は答弁も含め、1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、4番鈴木昭司君の一般質問を許します。4番鈴木昭司君。

◇4番 鈴木昭司君

1. 西郷村における省エネ対策に向けた取り組みについて
2. 気候変動の影響による大雪・雪害の対策について

○4番（鈴木昭司君） おはようございます。4番鈴木昭司です。

通告に従いまして一般質問のほうを行っていきます。

まず最初に、西郷村における省エネ対策に向けた取り組みということで、村内施設の照明器具のLED化についてということで、一般質問のほうを進めていきたいと思っております。

照明器具は一般的な家庭ですとエアコンや冷蔵庫に次いで、全体の約15%程度の消費電力を占めているというふうなデータもあるようです。物価高の影響で電気代も上昇している現状の中で、様々な場面での省エネ対策は急務と考えます。

現在はまだ流通、販売がなされている一般照明用の蛍光灯の製造、輸出入は、2027年末までに段階的に廃止されることが、水銀に関する水俣条約で決定されております。このことは、インターネットで調べると環境省や業界団体、また製造メーカー等で周知しているため、容易に検索することができる状況でございます。

村内にはコミュニティーセンターや研修センターといった村内の集会施設、また消防屯所、そして小・中学校などの数多くの施設がございますが、これらの施設の照明器具はLED化が進んでいるのでしょうか。まずはじめに、村内施設の照明器具のLED化の必要性というものを伺いたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 4番鈴木昭司議員の一般質問にお答えします。

公共施設の照明器具のLED化については、省エネルギー、長寿命、低コストなどの多くのメリットがあります。具体的には省エネルギーとコスト削減、長寿命とメンテナンス性の向上、環境負荷の低減、照明の質の向上、安全性の向上などが挙げられます。

まず1つ目の省エネルギーとコストの削減につきましては、LED照明は従来の蛍光灯や白熱電球に比べて消費電力が大幅に少なく、電気代の削減につながります。また、公共施設は照明の使用時間が長いため、LED化によるコスト削減効果は非常に大きいです。

2つ目の長寿命とメンテナンス性の向上については、LED照明は寿命が長く、ランプ交換の頻度を大幅に減らすことができます。これにより、メンテナンスに係る手間やコストを削減できます。

3つ目の環境負荷の低減については、消費電力の削減は二酸化炭素排出量の削減につながり、地球温暖化対策に貢献します。また、LED照明は水銀などの有害物を含まないため、環境に優しい設備となります。

4つ目の照明の質の向上については、LED照明は光の色や明るさを細かく調整できるため、用途に合わせた快適な照明環境を実現できます。また、瞬時に点灯するため、利便性も向上します。

5つ目の安全性の向上については、LED照明は従来の照明に比べて発熱量が少ないため、火災のリスクを低減できます。また、紫外線や赤外線の放出も少ないため、展示物や美術品などの劣化を防ぐこともできます。

これらの理由から、公共施設の照明器具のLED化は経済性、環境性、安全性、快適性の向上に貢献する重要な取組であると考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の再質問を許します。4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 5つのメリットを今ほど伺いました。また、経済性、環境性、安全性、快適性の向上に貢献する重要な取組であるということと考えているということで、LED化の必要性の重要さということを改めて感じるところでございます。

新しい施設や現在建設中の新庁舎などでは、当然LED化になるというふうに思われます。しかしながら、まだ村内施設の中にもLED化になっていない施設も数多くあると思われますが、村内施設の照明器具のLED化の進捗状況というのは、どのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 4番鈴木昭司議員の質問にお答えします。

村内施設の照明器具のLED化の進捗状況でございますが、令和7年3月現在で、村が所有する建物について調査を行いました。内訳としては、役場庁舎、消防屯所を含む行政系施設が35施設、各行政区の集会施設を含む文化系施設が35施設、各小・中学校、学校給食センターを含む学教系施設が9施設、公営住宅を含む住宅施設が10施設、保育園、スポーツ施設を含むその他の施設が47施設、合計で136施設ございました。

調査結果といたしましては、学校教育系施設等は整備を段階的に現在進めておりますが、今現在で全施設中、整備済みの施設は14件、率にしますと10%、一部整備済みの施設は27件、20%、未整備の施設につきましては95件で70%という状況でございました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 施設が136件あって、進捗状況は非常に厳しい今数字でしたね。

必要性というものを分かっている、このほとんどの村内施設のLED化が未整備ということで、非常に残念だなというふうに感じております。これ、今後、計画的に導入の取組をしていったとしても、相当額の予算また工事期間というのがかかると予想されますけれども、村内の施設の照明器具のLED化の導入計画というものがあるのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 財政課長。

○財政課長（渡部祥一君） 4 番鈴木昭司議員の一般質問にお答えします。

平成28年5月13日、国で閣議決定された地球温暖化対策計画において、LED等の高効率照明について、令和2年までにフロー、新たに設置される照明器具については100%、令和12年までにストック、国内に設置されている照明器具で100%普及することを目指すという目標が国で掲げられました。

先ほど鈴木昭司議員のお話の中でも出ましたが、令和5年11月の水銀に関する水俣条約、第5回締約国会議において、水銀を含む製品の製造や輸出入が規制されることになり、この条約に基づき、一般照明用の蛍光灯の製造と輸出入が令和9年末までに禁止されることが決定されました。現在使用中の蛍光灯や在庫については、禁止日以降も使用は可能ですが、主要な照明器具メーカーは、令和9年9月までに蛍光灯の生産を終了することを発表するため、早めのLED照明の切替えが推奨されています。

村では、令和3年5月策定の西郷村地球温暖化対策実行計画の中で、庁舎施設等での取組内容として、省エネ照明器具、LED照明の導入・更新をすることとしておりますが、村内の全施設を対象とした具体的なLED化導入計画は策定されておらず、各々の施設管理者単位でのLED化が進められているのが現状でございます。

今後、村内各施設の照明設備の調査を実施し、その必要性や優先順位を決定し、リース契約や補助金制度なども活用しながら、令和12年までにLED照明の導入を進めていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 今ほどの説明、答弁ですと、令和12年までにLED照明の導入を進めていくということで、これは本来であれば西郷村地球温暖化対策実行計画のときに、村内全施設を対象としてLED化の導入計画というのを本来は作っておくべきだったと思うんですね。それができていれば、段階的に予算を確保して、順序よく計画どおりにこういった作業、LED化の導入というのが進められていくのかなというふうに感じるころではございますけれども、まず村内に数多くあります地区の集会施設、そういうところのLED化というのをやっていくとなると、相当予算もかかると思うんですけれども、そういった部分をどうしていくのか、また、LEDの照明導入を進めていくということですが、その優先順位等をどういうふうにやっていくのか伺いたいというふうに思います。

○議長（真船正晃君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒須賢博君） 4 番鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

まず、地区集会施設におきましては、LED化の要望等を含め、現況調査を職員で行っております。調査の結果、電球交換のみで対応可能なもの、器具交換まで必要なものがあることを確認しております。今後、各施設の設置器具、電球に関する種類、個数及びワット数等の詳細把握のための実態調査を実施したいと考えております。

また、整備方法としては、LED電球の購入、器具交換工事、既存器具の改造工事、リース等が挙げられますが、調査結果及び施設の利用状況等を踏まえ、適切な方法を検討し、計画的に導入を進めてまいります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 今ほどの答弁ですと、LED電球の購入、また器具交換工事、既存器具の改造工事、リース等ということで、様々な方法を挙げられております。これからやっていかなければいけないことなので、段階的に導入のほうを進めていってほしいという気持ちがあります。

今ほどの答弁ですと、ちょっと気になったのは、既存器具の改造工事という部分ですよね。そこに関しては、私も家の作業場のほうをちょっと改造工事でLED化した部分もありましたので、やってもらった経験はあるんですけども、やはり公共施設となると、改造工事の場合、素人考えですと、やはり何かあったときのことというのを考えると、特に学校であったりとかそういう施設なんかは、改造工事ではなくて、きちんとした照明器具の交換というものを適切な方法で交換してほしいというふうに感じております。

これは今も物価高で資材が高騰している最中ですけども、これは本当に予算を確保していかないと、なかなか計画どおりには進んでいかない事業になってくると思うんですね。そういった部分も考えて、ぜひ村のほうにはこの導入計画をきちんとした形で優先順位をつけてもらって進めていってほしいなというふうにお願いを申し上げまして、次の事業者向けのほうの質問のほうに入っていきたいと思います。

事業者向け省エネ設備更新事業補助金についてということで、この事業者向けの補助金というのが、福島県が昨年7月16日から8月30日までの申請期間で、僅か46日間の申請期間で行われ、しかも予算の範囲内で事業を実施するため、申請期限前であっても募集を締め切る場合がありますというふうな明記がされており、採択を受けるのに非常に厳しい補助金だなというふうなものがございました。

この事業の補助金なんですけれども、今年度も同じような事業があれば、これはせっかく県が取り組んでいる補助事業ですので、ぜひとも村内事業者に活用していただいて、少しでも事業者の役に立ってほしいなというふうに思っております。この事業者向けの補助金の事業目的というのを伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 4 番鈴木昭司議員の一般質問にお答えいたします。

事業者向けの補助金の事業目的ということでございますけれども、事業者向け省エネ設備更新事業補助金につきましては、令和５年度より県が実施している事業で、その事業目的は福島県２０５０年カーボンニュートラル実現に向け、事業者の役割として事業活動におけるライフスタイルを通じた環境負荷の低減のため、効果的、効率的な地球温暖化対策を幅広い分野で実践し、製造工程における省エネルギー対策や環境と経済に配慮した持続可能なビジネススタイルの取組を実施するため、省エネ効果の高い機器や設備の更新に要する経費の一部を補助することで、県内事業者の省エネを推進することを目的とされているところでございます。

○議長（真船正晃君）　４番鈴木昭司君。

○４番（鈴木昭司君）　今ほどの答弁で、課長が読み上げていただいた部分というのは、多分私も同じ資料を持っている、この資料の中の一番最初の部分にある事業目的という部分を抜粋して今読み上げてくださったと思うんですけども、課長が読み上げていただいた部分の前段の部分に、実はもうちょっとというか、すごく重要な部分が、文章がありまして、そこをちょっと読み上げますと、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、２０２１年、令和３年２月の県議会において、知事が２０５０年までに脱炭素社会の実現を目指す福島県２０５０年カーボンニュートラルを宣言し、また、新たな県総合計画に地球温暖化対策を主要施策として位置づけましたというふうな前段もございまして。

これは県の主要施策です。県総合計画に地球温暖化対策を主要施策と位置づけられていますが、昨年実施されたこの事業者向けの補助金ですけれども、村内事業者で活用した事業者はあったのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君）　産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　お答えいたします。

この事業につきまして県に確認したところ、県の全体の申請件数が６３件、採択件数が５４件でございまして、うち村内の事業者の申請件数及び採択の件数は共に１件となっております。

○議長（真船正晃君）　４番鈴木昭司君。

○４番（鈴木昭司君）　やはり期間が短かったということで、それでも１件の村内事業者がこの補助金を活用したということで、本来であればもう少し多くの事業者の人に、こういった補助金を知ってもらって使ってもらえればなというふうに思っているんですけども、この村内事業者へというのは、どのような周知の仕方をしているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君）　産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君）　お答えいたします。

昨年度につきましては、村の広報紙を使って事業の周知を行ったところでございますが、今年度につきましては、議員ご指摘のとおり、公募の期間が非常に短く、また県から市町村への周知もなかったため、広報紙への掲載、周知は実施できませんでした。

なお、商工会へは情報が入った時点で情報提供をさせていただいたところでございます。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 非常に申請期間が短かったということなので、商工会への情報提供は行ったということですが、その情報が村内事業者まで届いているのか疑問になるところでございます。公募期間が非常に短く、県から市町村への周知もなかったということですが、では、こういった補助金の内容を、事業者の人たちはどのようにして情報を得ることができるのでしょうか。事業者にとって活用しづらい県の補助金ということになれば、村単独事業で予算を確保して、村内の様々な事業者が活用できるような省エネの補助金を新設するべきと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 4 番鈴木昭司議員の質問にお答えいたします。

昨今のエネルギー価格高騰や人件費等の高騰による小規模・中小企業の状況については、私も把握しているところでございます。カーボンニュートラルは、地球温暖化への対応や持続可能な社会の構築のため、世界共通の目標として掲げられております。村としても2050年までの目標に、カーボンニュートラルの実現に向けた省エネの取組を推進してまいります。

そのような中で、同様の事業を村で実施するに当たりましては、財源の確保も必要となるため、県への予算拡充の要望も含め、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 4 番鈴木昭司君。

○4 番（鈴木昭司君） 県への要望ということも、今、村長の答弁からもありましたけれども、やはりこの省エネ対策に向けた取組というのは、様々な視点からやっていかないと、なかなか進んでいかないものですし、時間もなくなってくるわけですね、計画的にやっていかないと。

それは村内、この村の施設とかそういうのも含めてそうなんですけれども、村内の事業者の方々も、それは一緒だと思うんですよね、このカーボンニュートラルの取組というのは。そういった部分の観点からも、やはりもし製造ができませんよとなって、村内の事業者の方々が急いでいろいろなことをやろうと思っても、なかなかやはりお金の工面が大変であったりという部分が出てくると思うんですよ。

そういった部分を考えると、やはり今の段階から少しずつでも、そういった事業者に向けての補助金の取り組み方というのを村で考えていかなければならないのかなというふうに思います。

ちょっと県のやり方ですと、今のところこの補助事業はすごくありがたい事業ではあるんですけれども、なかなかちょっと使いづらい部分があるのかなというふうな感じがございます。できれば村内にたくさん飲食店もございますし、また工場等いろいろな事業者がございますので、そういった事業者の方々が取り組みやすいような補助事業というのを、省エネに向けた補助事業、そういった部分をぜひ村のほうでもやっ

ていただきたいなというふうをお願いを申し上げまして、次の質問のほうに移っていききたいと思います。

次の質問なんですけれども、気候変動の影響による大雪・雪害の対策についてということで、質問のほうを行っていききたいと思います。

西郷村の雪害対策についてということで、西郷村は東西約22キロメートル、南北約14キロメートルと面積も広い上、生活圏の標高もおおむね400メートルから600メートルで、比較的高地に位置し、甲子エリアから川谷エリア、また真名子エリアや虫笠エリアなどは降雪量が多く、村の西側のエリアは東側のエリアに比べると、除雪作業の回数も多く、雪害に対するリスクが非常に高いエリアだなというふうに感じております。

今年になってから、史上最強の寒波やJCPZ、日本海寒帯気団収束帯というちょっと難しいワードなんですけれども、こういった言葉を天気予報等で耳にすることがございました。また、県内では豪雪地帯の会津エリアですら、例年よりも降雪量が多く除雪作業に追われる中、落雪に巻き込まれてお亡くなりになった方がいるなど、痛ましい事故が多発し、記録的な大雪となった年でございます。

気候変動の影響による大雪や雪害は、西郷村でも起こり得るというふうに感じております。大雪時の対応策や取り組み方の見直しも含めて、村の雪害対策について質問のほうを行いたいと思います。

除雪作業は雪が降り続ければ昼夜を問わず苛酷な状況下で作業を行い、生活道路や通学路の安全確保をする大変な作業でございます。除雪体制の強化をしていくためには、物価上昇に合わせて契約の方法の改善や作業従事者への適正な報酬の支払いなど、見直しも必要だと思っております。

そこで、村内道路・歩道除雪体制について伺います。作業者の確保、強化はできているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） 4番鈴木昭司議員のご質問にお答えいたします。

議員おたしであります作業者の確保、強化でございますが、村では毎年除雪計画に基づき路線を定めて除雪業務委託契約を結んでおります。今年度、令和6年度は、1行政区16業者と契約し、除雪体制の確保に努めているところでございます。

また、歩道につきましては、広報紙などを通して、ボランティア団体を広く募集いたしまして、通学路や特に歩行者の多い歩道など、歩行空間の除雪に努めております。今年度は22団体の登録があり、ご協力いただいております。

なお、除雪計画により除雪路線としている道路につきましては、議員おたしのおり、宅地開発に伴う道路の帰属等により、年々新規路線が増加しておりまして、各受託者に対しましては毎年除雪期間の開始前に開催する除雪会議におきまして、受持ちの除雪路線に対応できるオペレーターを含め、除雪体制が取れるように要請しているところでございます。

また、村の職員につきましても、今年度は新たに1名の職員に対して、大型特殊自

自動車免許の取得及び車両系建設機械運転技能講習を受講させ、除雪担当職員の育成に努めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 職員にも必要な免許の取得をして体制の強化を図っていると、またボランティア団体も広く募集をして、今年度は22団体もあるということですが、業者との契約の見直し、また報酬の額というのは、毎年適正な額でやられているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） お答えいたします。

議員おたしであります業者との契約の見直しや報酬の額につきましては、毎年、最新の福島県土木部土木工事標準積算基準書や建設機械等損料算定表を用いて算出した単価によりまして、契約の見直しを行っているところでございます。あわせて、基本待機に対する補償費や除雪車両の固定経費に係る費用等の一部につきましても、適正に見直しを行い計上しております。

また、歩道除雪のボランティア団体の報償金につきましては、近年の燃料費等の高騰を考慮し、また地域のボランティアの人材確保の観点からも、取り組みやすい単価設定となるよう、今後見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 今ほどの答弁ですと、この業者とのやり取りに関しては見直しは毎年最新のものを使って行っているということと、また、ボランティア団体の報償金ですが、今後見直しを図っていきたいということで、現在この除雪作業に従事している人も、高齢化が進めば苛酷な状況下での作業は非常に難しくなるのかなというふうに思います。

そうなる前に、毎年作業体制の確認と見直しを行って、人材を確保しておくことも非常に重要なことになってくるのかなと思いますので、人材確保に向けた新たな取り組みというのを、村のほうには、大変だとは思いますが、期待をいたしまして、次の質問のほうに移っていきたいというふうに思っております。

西郷村では、年々宅地化されたエリアが増加して、造成と同時に道路の本数も増えていくという状況で、除雪作業の距離も増加傾向にあるのかなというふうに思われます。このような状況下で、想定外の大雪が発生すると、除雪作業を行っても除雪した雪の排雪というのが問題になってくるとは思いますけれども、西郷村には排雪場には確保されているのでしょうか。お隣の白河市では、排雪場を確保しているというふうなお話を伺っております。もし西郷村に排雪場が確保されていないのであれば、これは早急に排雪場を確保して、大雪時の備え、対応できるように備えが必要なのかなというふうに思います。

そこで、大雪時の道路交通確保対策について伺いたいと思います。西郷村のほうでは、この排雪場というのは確保しているのか伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 建設課長。

○建設課長（添田真二君） お答えいたします。

議員おただしであります排雪場の確保につきましては、今年度発生しております会津地方での大雪を教訓といたしまして、西郷村での発生に備え、阿武隈川の河川敷の下熊倉橋下流と羽太橋下流の２か所におきまして、令和７年３月付で県の許可を得まして、令和７年３月３１日まで排雪場として指定を行いました。

次年度以降は、除雪期間であります１２月１日から翌年の３月３１日において、県の許可を得た上で、同様に阿武隈川の河川敷の２か所を大雪時の緊急時に排雪場として使用する考えでございます。

また、除雪計画についても見直しを図り、排雪場の設置箇所を明記し、除雪業務の受託者に対し周知することで、円滑な除雪作業に努めてまいりたいと思っております。

○議長（真船正晃君） ４番鈴木昭司君。

○４番（鈴木昭司君） 排雪場のほうが下熊倉橋下流と羽太橋下流の２か所ということで、今のところその２か所のほうを選んでいるということですが、その時々状況に合わせて、西郷村は範囲が広いものですから、堀川等もありますし、また河川ではない部分の例えば平場の部分とかも想定しておいたほうがいいのかと。結局やはり排雪する場所の距離が遠くなると、その分、排雪の効率も悪くなるとなれば、雪のストック場ですので、そういった部分というのを各地域に置いて、様々な場所というのを選定しておくのも一つの手段なのかなというふうに考えておるところでございます。

今年の大雪で、豪雪地帯の会津若松市ですら、除雪作業と排雪作業には相当な時間と苦労を要したようでございます。想定外の大雪は、西郷村でも発生する可能性は非常に高いです。防災・減災の観点からも、想定以上の備えが必要になりますし、新たな取組や大雪時に対するシミュレーション、こういったことも必要になってくるのかなというふうに感じております。

大雪時の道路交通確保対策は、緊急時に村民を守る大切な取り組みでございます。県内外の大雪に見舞われている地域からは、寒波の峠を越えた現在でも、除雪、排雪に対する苦労の声というのが聞こえてきますし、行政として学ぶべきことや今までの取り組みを見直す機会になったのかなというふうに、今年の大雪は、そんなふうに思っております。

大雪や雪害というのは、やはりどう考えても起きないほうがいいのは当たり前なんですけれども、道路交通確保は村民の安全に直結するので、体制の強化と道路管理者としての様々な取組を期待したいのですけれども、最後に、村長から今後のこの大雪や除雪、排雪、そういった村民の安全のことに関しても含めてですけれども、今後の取り組みに対しての考えのほうを伺いたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど議員のほうから、阿武隈川ばかりではなくて堀川あるいは平場の排雪場所の確保ということで、いい提案を受けました。近いほうが効率的、効果的でもありますので、この冬のそういったことは、いい機会かと思っております。

まずは1行政区16業者ありまして、それから歩道除雪のボランティア、22ボランティアあります。寒い中、早朝から本当に心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

議員ご心配の除雪については、まずは除雪計画に基づき行っておりますが、通常体制の除雪では対応が難しくなる大雪時には、警戒態勢に移行し、災害対策本部を設置し対応することになります。警戒態勢時では除雪において緊急車両などの交通確保を優先に、重点路線、次に一般路線の順に集中的に排雪を行い、一通り路線の通行が確保できた後に、交差点や路肩等の除雪を行ってまいります。また、排雪が必要と判断された場合には、事前に指定した雪捨て場に排雪を行ってまいります。

議員おただしのとおり、道路交通の確保は村民の安全、生活、社会活動に直結しますので、大雪による道路の交通障害が最小限で解消されるよう、通常体制でも常に大雪に想定し備えを行ってまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君。

○4番（鈴木昭司君） 今ほど村長のほうから、備えを行っていくということで、これは本当に非常に大事なことだと思うんですね。雪の場合ですと、本当に予測がつかないような降り方を一気にすることもございますので、大雪時の対応というのは、何か村としての取り組み方が問われるような、そういうふうな部分というのがすごくあると思うんですね。そういった部分から見ても、西郷村は白河市よりも雪の降る量が多い地域でございますので、どうか村の業者、またボランティアの人たちも非常に本当に朝早くから除雪活動をしております。また、業者の人たちとは違って、外に風の当たるようなところで機械を操作してやっているわけです。そういった中でも、やはり適切な報酬の額というのを定めていってほしいですし、まずは何よりも村民の安全のために、皆さん朝早くからやっていただいている作業ですので、どうか村のほうも、こういったことを考えながら真剣に除雪のことも考えていただいて、西郷村の除雪はすごいなというふうなことを周りから聞こえるようなぐらいにやっていただいてほしいなというふうにお願いを申し上げまして、私の今回の一般質問は終わりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 4番鈴木昭司君の一般質問は終わりました。

次に、通告第2、12番藤田節夫君の一般質問を許します。12番藤田節夫君。

◇ 1 2 番 藤田節夫君

1. 福祉行政について
2. 教育行政について

○ 1 2 番（藤田節夫君） 1 2 番。日本共産党の藤田です。通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、福祉行政について、村内の訪問介護事業所の実態ということで伺います。

国は昨年 4 月の第 9 期介護保険事業計画において、訪問介護の基本報酬の引下げを行ったため、全国の高齢者の在宅介護を支える訪問介護事業所の経営が行き詰まっております。現在、各地で次々と訪問介護事業所が休止や廃止に追い込まれて、深刻な状態となっております。

特に地方の介護事業者や小規模、零細事業者は経営難に陥り、在宅介護の基盤が崩壊するおそれが出てきています。既に令和 5 年の訪問介護事業所の倒産件数は 6 7 件と過去最多を更新しています。また、昨年も 8 月時点では、訪問介護事業所がない自治体が全国で 1 0 7 町村に広がっています。

県内でも昨年の訪問介護事業の休廃業事業所は、前年の倍以上の 2 3 件になっています。近隣でも中島村が令和 5 年からなくなりました。また、白河市でも社会福祉協議会が介護保険事業から撤退をしたと聞きました。

訪問介護は、食事や入浴などを手伝う身体介護と、洗濯や調理などを行う生活介護があります。要介護者及びその家族を支える上で、欠かせないサービスです。このままでは在宅介護がかなわず、介護難民が出てくる可能性が出てきています。

休廃業する事業者は、地方の自治体で多く見られています。地方は面積も広く、ヘルパーが訪問する際の移動が長距離になるため、訪問件数も限られ、移動にかかるガソリン代や物価高騰での必要品等の出費もかさみ、事業者は大きな痛手となっております。特に福島県内の約半数の自治体では、消滅またはその危機にある状況であります。訪問介護事業の休廃業が進めば、大変な事態を招くことになります。

村内の介護事業所においても、経済難と聞いております。このような状況を、村長はどのように考えているのか伺います。また、村内の訪問介護事業所の実態について伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1 2 番藤田議員のご質問にお答えいたします。

令和 6 年 4 月の介護報酬の改正により、訪問介護事業の基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業の経営は、多くの事業所で厳しい状況にあることを私も認識しております。また、介護業界全体で慢性的な介護人材不足が続いておりますが、特に訪問介護事業については、移動時間が多く効率よく働けないため、収入が安定しづらく、給与水準が低いことや 1 人で利用者の自宅で介護を行うため、身体的、精神的な負担が大きいなどといった理由から、ヘルパーの人手不足や高齢化が深刻な状況であることを認識しております。

このようなことから、村では昨年 1 1 月に近隣市町村へ訪問介護事業状況調査を行

い、現状を把握した上で、今後の方策について検討を進めているところであります。一方で、高齢化社会の進展に伴い、訪問介護事業の需要は増加傾向にあり、施設に入居せず自宅で生活を続けたいというニーズも高い状況であります。

訪問介護事業は、高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるために重要なサービスでありますので、事業の継続に向けた支援、介護人材の確保については、早期に解決しなければならない課題であると考えております。

村内の訪問介護事業の実態については、担当課長より説明させますので、お願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 村内の訪問介護事業所の実態について、お答えいたします。

令和7年3月1日現在で、本村に事業所の所在地がある訪問介護事業所は4事業所となっております。また、白河市に事業所登録があり、本村にサテライト事業所のある事業所が1か所ありますので、合計5事業所となっております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の再質問を許します。

○12番（藤田節夫君） 5事業所ということですが、昨年の11月に、近隣市町村の訪問介護事業状況調査を行ってきたということですが、村内の事業所の経営状況については把握しているのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 事業所の経営状態までは把握はしておりません。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 経営状態までは把握していないということで、今理解しますが、今大変な状況なので、ぜひ介護事業所とも綿密に話し合っていたきたいなと思います。

次に、介護保険事業者に対して支援をすべきではないかということで伺いますが、訪問介護事業所の休廃業が進んでいる地方の自治体では、深刻な状況となっています。特に訪問介護事業所が残り1つとなっている自治体が、全国で277あると言われております。こういった自治体では、事業所を支えようと、行政を含め支援が始まっております。

自治体で介護保険事業に補助金を出したり、自治体で直接運営するところも出てきています。新潟県村上市では、介護報酬引下げによる減収分を、昨年4月の改正時に遡って、市内の17事業所全てに助成し、支援しております。また、ガソリン代の高騰をカバーするための燃料費支援金として、車1台につき月3,000円の支給、さらには利用者宅まで7キロ以上かかる訪問介護に対して、1回50円を上乗せする支援を実施しています。他の自治体においても、介護事業所を残すため様々な支援が行われております。

村の社会福祉協議会の介護事業の令和5年度の決算を見ると、約350万円程度の赤字が出ています。令和6年度は、訪問介護の基本報酬の引下げにより、さらに赤字

が増えることが予想されます。経営が行き詰まってからの支援では手遅れになります。村内の実態をよく把握して、早めの手当てをすべきと思いますが伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

議員が冒頭にお話しされたことは私も理解しておりますし、ただいま村上市のお話も、私も承知しております。そんな中で、全国的に訪問介護事業所の休業、廃業が問題となっていることについて、本村においても例外ではないと認識しております。

しかし、村では訪問介護事業の一番の問題は、人手不足、ヘルパーの高齢化であると考えております。厚生労働省の報告によりまして、訪問介護事業への支援として、ヘルパー人材の確保に向けた研修体制整備に向けた方策が示されており、本村としても介護人材の確保を優先に行っていきたいと考えております。

また、ご指摘の補助金等による支援についても、今後の検討課題と認識しておりますが、村内の利用者へ他市町村の訪問介護事業もサービスを提供していることから、補助金等を助成する場合には、近隣市町村との兼ね合いもあるため、慎重に制度設計をしていく必要があると考えております。

いずれにしても、今後の国や近隣市町村の動向を注視しながら、検討していきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 近隣市町村との兼ね合いによって行動していくということですが、実際これパソコンなんかで検索すると、相当な自治体がゼロになってしまっているんですよね。そういった意味では、西郷村も訪問介護事業所がなくなれば、大変な事態を招くことは、在宅で生きていけない、ましてや高齢者世帯のみとか、そういった世帯が多くなってきますので、ぜひそういったところは早め早めに手を打っていただきたいと思います。

次に、先ほども村長が言われましたけれども、介護事業所のこういった休廃業の原因は、やはり人手不足とヘルパーの高齢化ということで、大前提にこのこともあると思いますが、休廃業が今年度に入り急速に増えてきている原因は、やはり介護報酬の引下げによるもので、地方の介護事業所の経営難と言われております。

村としても、周りの事業者の動向を注視しながら、住民に不安を与えないように、介護事業所の支援に取り組むべきだと思います。

続きまして、今介護ヘルパーをするのには、介護初任者研修が必要なんですよね。約130時間、取るのにあるんですけども、この資格を取るのに約5万円から10万円必要と言われております。この介護ヘルパー不足を解消するためにも、村ではこういったところに補助金、研修費に対する補助金等も出すべきと思いますが、お伺いいたします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま12番藤田節夫君の一般質問の途中ではありますが、午前11時20分まで休憩いたします。

(午前 11 時 00 分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午前 11 時 20 分)

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

○議長（真船正晃君） 健康推進課長。

○健康推進課長（高野則子君） 質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、本村においてもホームヘルパーを含めた介護人材不足は、大変深刻な問題であると捉えております。このようなことから、村においては、介護職員資格取得支援事業として、令和 7 年度 4 月から補助制度を実施できるように準備を進めております。

助成につきましては、実施市町村の状況を総合的に勘案し、介護職員初任者研修資格（旧ホームヘルパー 2 級）の取得に対し 6 万円、実務者研修資格（旧ホームヘルパー 1 級）の資格に対し 20 万円を上限に考えております。

○議長（真船正晃君） 12 番藤田節夫君。

○12 番（藤田節夫君） 来年度から助成制度を設けて、このヘルパーの不足に対して対応していきたいということで、理解はいたしました。

また、この広報を、募集するのに広報にしごうなんかを使って募集はすると思うんですけども、これは喫緊の課題だと私は思っているので、なるべく目立つように、多くの村民にこういった助成制度があることを多く知らせていっていただきたいと思います。

次に、介護報酬の引下げ撤回についてですが、先ほど述べましたが、新潟県村上市の高橋市長は、同じ高橋なんですけれども、事業所へのアンケート調査を実施したところ、事業所ではこれ以上やっていけない、もうやめなければいけないという切実な声を聞いたものですから、市長はこれは何とかしなければいけないということで、この助成に踏み切ったそうです。

65 歳以上の高齢者が人口の約 4 割に達します。高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯が、全世帯の約 35% を占めています。認知症の人も増加しております。介護が必要になっても自宅で暮らしたい方々が、約 6 割に上っています。地方の市町村会では、3 年後の改定を待たずに、訪問介護報酬引下げを見直すように国に要請しております。また、全国市長会でも要望事項に取り上げています。訪問介護のニーズは、ますます増加していくことは確実です。移動距離が長い地方では、訪問介護報酬の引下げは、事業所にとっては致命傷になっています。事業をやればやるだけ赤字が膨らんでいきます。介護事業は村民の命と安心して暮らしていくためには、どうしても必要な事業です。

村長におかれましては、状況を踏まえ、介護報酬の引下げを重く受け止め、あらゆる機会を通して引下げを見直すよう要請していくべきだと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今ほど議員がお話しされた、私も思いは一緒であります。そんな中で、介護報酬の引上げであります、訪問介護事業を含む介護業界全体の人材確保やサービスの質の向上にとって重要であります。現在、国でも介護報酬への加算や補助金の支給などで介護職員の処遇改善を進めておりますが、依然として十分とは言えません。

本村としても、訪問介護の報酬引上げをはじめとする介護事業所の経営環境及び介護職員の処遇改善を強く要望し、持続可能で質の高い介護サービスを提供できるよう努めていく考えであります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ぜひ、そういった意味では、村長に頑張っていただかないと、大変な状況を迎える。

これは都会のほうでは、高齢者サービス住宅ということで、ビル全体がサービス住宅になっていて、そこに事業所があつて、事業所が1件1件回るから、何件でも回れる。だから、もうかつてしょうがない商売なんですね、これは。ところが地方に行くと、ご存じのように1件1件が遠いので、そういった意味では介護報酬というか、かかるガソリン代から何かからすると、相当な格差が出てしまうんですね。

そういった意味で、地方の長、村長たちが、このままでは本当に生きていくのに、過疎化と言われている時代で、こういった人たちがいなくなることによって、我々は長生きしていけないと、住む場所も、ましてや昔だったらあれですけども、のたれ死にしてしまうというような状況になりかねないので、ぜひ村長には、そういった意味では頑張っていただきたいなと思います。

それで、次の質問に移らせていただきます。

次に、教育行政として、就学援助の充実について伺います。

学校教育法第19条は、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないと規定しています。就学援助制度については、これに基づき、国と自治体が学用品や給食費、修学旅行費などを援助するものです。対象者は生活保護を受給している要保護者か要保護者に準じる程度に困窮していると認められる準要保護者の世帯です。

村では、これまで学校給食費の無償化や入学祝い金の実施など、子育て支援に取り組んできています。就学援助世帯の方々に対しても充実も必要ではないでしょうか。

はじめに、2024年度の児童・生徒の受給者件数について伺います。また、認定基準は生活保護基準の何倍なのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 12番藤田節夫議員の一般質問にお答えいたします。

就学援助受給者の件数並びに認定基準でございますが、村では、議員が述べられたように学校教育法第19条の規定に基づきまして、就学援助制度を実施しております。議員おただしの受給者件数でございますが、就学援助制度は世帯で認定を行っており

ますので、世帯で申し上げますと、小学校で50世帯、中学校で49世帯となっており、延べ人数で申し上げますと小・中学校合わせまして146人となっております。なお、人数でございますが、3月1日現在の人数となっております。

次に、議員おただしの認定基準でございますが、総所得額が生活保護基準の1.3倍以下の世帯となっております。ただ、このほかにも認定基準は幾つかございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） ただいまの人数は、要保護と準要保護合わせての人数でよろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

就学援助を利用している小学校の準要保護件数は69名、また、要保護件数は4名で、中学校の準要保護件数は68名、要保護件数は5名でございます。総数といたしまして小・中学校の準要保護件数は137名、要保護件数は9名でございます。こちらは、令和5年度の延べ人数は158名となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） それと、認定基準、準要保護の認定基準が1.3倍ということですが、就学援助の支給対象基準の設定は、各市町村の裁量に委ねられております。

物価の高騰に伴い、支給対象基準を引き上げるべきだと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

支給対象基準の引上げでございますが、議員おただしの認定基準の引上げについて、本村では生活保護基準の1.3倍以下の世帯を認定の基準としております。また、近隣の市町村でも同様に生活保護基準の1.3倍以下としているところが多いでございます。このような地域の実情を鑑み、引上げにつきましては慎重に検討していかなければならないと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、村では特別な事情のある世帯の場合は、総所得額が生活保護基準の1.5倍以下とするとさせていただいております。この特別な事情でございますが、当該世帯に病気療養中の方がいる、また、多子世帯となっております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 特別な事情がある世帯に対しては1.5倍ということですが、昨今のガソリンの値上げや電気、ガス料金の公共料金の値上がりは異常な状況であり、特別な事情に値すると思いますので、自治体によっては1.4、1.5倍とやっているところもありますので、村のほうもぜひ検討していただきたいと思います。

次に、就学援助金の単価の引上げについて伺います。

2023年度、国は新入学児童・生徒の学用品費用が、中学生が3万円増の6万3,000円に、2024年度からは小学生も3,000円増額になり5万7,560円に設定されました。

今回、村から提示された単価を見ましたが、以前より整備され、国が示している単価とほぼ同じ金額になっていましたが、これはあくまでも国の基準であって、昨今の異常な物価高騰に見合った単価になっていません。このような状況は、低所得者や貧困世帯の方々はもちろん影響を受けることになり、生活に困難を来しております。支給項目を検討しながら支給単価を引き上げるべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 一般質問にお答えいたします。

支給項目の検討をしながら支給単価の引上げというご質問でございました。

村ではこれまで学校教育の支援の充実といたしまして、修学旅行費軽減補助金、小・中学校入学祝い金、中学校英語検定料補助金、給食費の無償化等を行っております。

令和7年度の当初予算におきましては、小学校入学祝い金としまして3万円、中学校も令和6年度までは3万円でしたが、これを増額させていただき中学校は5万円の入学祝い金を支給させていただきたいと考え、今回の予算のほうに計上させていただいております。こちらは就学援助制度の認定を受けている世帯でも支給させていただいております。

支給単価の引上げにつきましては、国・県の動向を注視しつつ、議員おただしの件も含めて検討してまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村ではそういったこともやっているのは、重々承知はしておりますけれども、令和7年度からの中学校の入学祝い金の増額については、昨今の物価高の状況を見ても理解できますが、私は就学援助制度についても、こういった状況の中、値上げが必要なのかなと思います。

私は村のホームページを確認したところ、国の金額に見合わないような状況でありました。ところが、令和7年3月21日の村役場のホームページを見ましたけれども、これでも低いんですけれども、そういった意味では、せめて国の基準に沿った単価にするべきだと思います。さらに、村独自に、こういった状況なので、生活困窮者と言われる低所得者が一番影響を受けるんですね、消費税もそうですけれども、こういった厳しい状況になると。そういった意味では、本当に検討していただきたいと思いますが、もう一度お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

先ほど藤田議員が述べられたように、就学援助制度には要保護世帯と準要保護世帯となっております。要保護世帯は生活保護の世帯でございますので、生活保護費の中の教育扶助として、国から支給されております。準要保護世帯は市町村で認定してお

り、その支給額につきましては市町村独自で金額を定めております。令和7年度では、その支給単価を見直させていただき、令和7年度の当初予算で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、支給項目について伺います。

平成28年12月、平成30年3月の定例会で、就学援助項目の拡大について質問した経緯の中で、当初の支給項目が学校給食費、学用品、通学用品、校外活動費、入学準備金、修学旅行費の6項目でしたが、その後改正され体育実技用具費、生徒会費、PTA会費、クラブ活動費などが追加され改善されていましたが、ここには卒業アルバム代が支給項目に入っていませんでした。

今回、担当課に聞いたところ、アルバム代については来年度から項目に入れるとのことで了解しますが、国では新たにオンライン学習通信費が項目に入っています。村においても支給項目に入れるべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしのオンライン学習通信費は、現在、村の就学援助制度の支給項目には含まれておりません。子どもを育てている児童・生徒がいるご家庭でも、Wi-Fi環境を整備できないご家庭もあると聞いております。オンライン学習通信費を就学援助制度の支給項目に含めるかどうかにつきましては、しっかりと精査し、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 検討していきたいということですが、Wi-Fi環境を整備できないという家庭もあるということですが、Wi-Fiが整備されない環境にいる世帯は、やはりそういった生活に困窮している世帯だと思いますので、ぜひそういったことも理解して、そういったところまで理解して、Wi-Fiですか、オンライン学習にも助成するべきだと思いますので、その辺はよろしくをお願いをしたいと思います。

それと、最近の子どもたちは、パソコンやスマートフォンの影響もあるとは思いますが、視力が悪い児童・生徒が大変増えてきております。全国の自治体では、眼鏡の購入費を支給項目に独自に入れている自治体も増えてきています。眼鏡は高額であるため、経済的負担は大変大きく、成長期の子どもは短いスパンで買い換える必要があります。学業に欠かせない重要なものです。眼鏡も就学援助の項目に加えるべきと思いますが、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしの眼鏡の補助を就学援助の項目に加えるべきでないかのご質問でございますが、現在、村の就学援助制度の支給項目の中に、眼鏡補助になるものは含ま

れておりません。

眼鏡を就学援助の支給項目に追加するかどうかにつきましては、近隣市町村の状況も見据えまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 眼鏡については国のほうも項目に入っていないのは、当然理解をしておりますけれども、近隣市町村等も検討していきたいということで理解はしますけれども、これ、村長にお伺いしますけれども、就学援助だけでなく、村の村民の子どもたちに、いろいろやってきてもらっているのは理解しておりますけれども、こういった眼鏡の購入費の助成もぜひ村としてやっていただきたいと思います。

この質問項目にちょっと反してしまうかも知れませんが、今大変な状況なんですね、あの眼鏡。これは高いんですよ、結構。取り換えるのも激しいらしいので、そういった意味では、どのぐらいするのか、1万円ぐらいするのかな、眼鏡、そういった意味ではぜひ全児童・生徒を対象に助成金をお願いしたいと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

村では今まで学校給食費の無償化をはじめ、入学祝い金など様々な支援をしてきたところであります。議員おただしの全生徒に眼鏡の助成はということでありますけれども、今のところ考えておりませんが、今後ほかの自治体も調査しながら、そのときには検討していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 全生徒対象にといっても、目が悪い人が全てではないので、そういった意味ではそんなに負担になる金額ではないのかなと思います。せめてこういった要保護、準要保護に対してでも結構なので、こういったところにはぜひ、眼鏡がないと何もできない、勉強、学業ができないという状況なので、ぜひこれはお願いしておきます。

次に、この就学援助の申請期間について、随時受け付けているのか、年度途中でも受付は可能なのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしの申請期間についてでございますが、随時受付をしております。また、年度途中での受付をしまして、認定作業のほうを行っております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、支給方法について伺います。

支給項目によって支給月日が違うと思いますが、保護者に一時立替えが発生することがないようにするべきと思いますが、伺います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしの支給方法でございますが、支給につきましては、各学期終了ごとに支給させていただいている項目が多数でございます。議員おただしのよう、保護者の一時立替えも発生している状況もございますので、支給方法を見直すなど、速やかに支給できるよう検討してまいります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） それと、項目によっては後払いになるものもあると思いますが、なるべく保護者に負担がかからないように配慮していただきたいと思いますので、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

保護者が後払いにならないように、支給方法につきましても再度検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、制度の周知方法について伺います。

小学生の新入学児童に対しては、なるべく早く周知できるように対応すべきと思います。どこの学校も昔は入学してからの支給というのがよくあったんですけども、最近はよく全国でも70、80%が入学前に支給しているということなので、こういったことも今後もそういった子どもたちには、なるべく早く周知していただきたいと思いますので、この辺もお伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしの周知方法でございますが、現在は各小学校の1日入学のときに、新小学1年生の保護者様に対しまして周知させていただいております。新入学の児童の保護者様は、様々な学用品は入学式前に買いそろえないといけませんので、周知方法を検討し対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 次に、入学時には相当の出費がかさみます。村からの3万円の祝い金があるものの、就学援助金を受ける世帯の方たちは、子どもの入学準備金を蓄えることもままなりません。できるだけ早い時期に申請を告知できるように、準備をしていただきたいと思います。

次に、村では申請時にマイナンバーの提出を強制しているのかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） お答えいたします。

議員おただしの申請時のマイナンバーの提出でございますが、村では申請書類提出時におきましては、マイナンバーの提出はいただいております。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） マイナンバーは提出しなくてもよいと、これは文科省でも言っていることなので、こういったことはぜひないようにお願いいたします。

村では、この間、学校給食費の無償化や入学祝い金など、子育て支援に取り組んできていますが、子どもを産み育てていくには、まだまだ厳しい環境です。昨今の物価高騰で食費や光熱費ははじめあらゆるものが値上がりしています。子どもたちの入学や進学にも影響が出てきています。

村から入学祝い金として小学生3万円、中学生来年度から5万円に上がりましたがけれども、ランドセルを買うだけでも5万円以上します。運動着をはじめ入学にかかる出費は大変大きなものとなっています。

このような中、全国の自治体によっては児童・生徒が学校で使う学用品を全額無償化する自治体や、ランドセルや通学用かばんやリュックサックなどを無償で配布している自治体が増えてきています。学校に係る経費は家庭にとって大きな負担になっています。令和3年の文科省の調査でも、公立小学校で入学時にかかる費用は、年間約30万円かかることが報告されていました。

村民を取り巻く環境は大変厳しい状況になっています。特に低所得者世帯の方々は生活苦に至っています。村の子どもたちを一人でも取りこぼすことがないように、村長をはじめ村全体で育てていくことが必要であります。生まれてくる子どもたちに責任はありません。村の子どもたちを平等に育て、子育てしやすい環境づくりを進めるように申し上げまして、私の一般質問は終わります。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君の一般質問は終了いたしました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、通告第3、1番小澤佑太君の一般質問を許します。1番小澤佑太君。

◇ 1 番 小澤佑太君

1. 農業振興について

○ 1 番（小澤佑太君） 1 番、参政党の小澤佑太です。

通告に従い一般質問を始めます。

農業振興についてですが、まず、村の食料自給率の現状と課題について伺います。

皆さんご存じのとおり、日本の食料自給率は低下の一途を辿っており、カロリーベースで 38%、生産額ベースでは 61%ですが、これは国全体の話であり、地域ごとに大きな差があります。

都市部では、ほぼ 100%が輸入や他地域からの供給に依存している状況ですが、地方においても農業の衰退や食生活の変化により、地元で作られた食料だけでは村民の食を賄えない状況になりつつあります。

その点において、食料自給率は極めて重要な指標であるといえます。ふだんは意識しないかもしれませんが、もし災害で物流がストップした場合、もしくは台湾有事でシーレーンが封鎖され、輸入が途絶えた場合、村内だけでどれほどの期間食料を確保できるのか、これは防災対策としても、村の持続可能性を考える上でも非常な大きな課題になります。

そこで、村の食料自給率は具体的に何%なのか、過去 10 年ほどの推移はどうなっているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 1 番小澤佑太議員のご質問にお答えいたします。

村の食料自給率と過去 10 年ほどの推移ということでございますけれども、食料自給率につきましては、カロリーベース及び生産額ベースで算出したものが示されており、日本の食料自給率につきましては、議員がおっしゃるとおりカロリーベースとして 38%、生産額ベースとして 61%となっております。

ご質問の西郷村の食料自給率についてでございますが、村の食料自給率の正確な数値としては発表しておりませんが、概算ではじき出した数字として、カロリーベースで 86%以上、生産額ベースで 72%以上となっております。

ちなみに、福島県の食料自給率が示されており、令和 4 年度においては、概算値となりますが、カロリーベースで 75%、生産額ベースで 79%となっております。

過去 10 年ほどの推移についてでございますが、10 年前の平成 26 年度の国の食料自給率は、カロリーベースで 39%、生産額ベースで 64%、福島県の食料自給率はカロリーベースで 77%、生産額で 81%となっており、それぞれ 2%から 3%の減少となっております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君の再質問を許します。

○ 1 番（小澤佑太君） まず、私がこの通告を入れるに当たって、村単独の食料自給率は、例えば概算であろうと出すのは難しいのではないかなと思っていて、そういった数値は出せませんと答弁が来るんじゃないかと思っていたので、今回概算ではありますが、数値を出していただけたこと非常にうれしく思います。

本来はこういった数値を定期的に算出しておかないと、今後の目標や課題を明確にすることは難しいと思うので、今後は定期的な数値の算出と共有をお願いしたいと思います。

ただ今答弁いただいた村の食料自給率が概算でカロリーベースで86%、生産額ベースで72%という思ったより非常に高い水準であることは私は驚きました。

一方で、その大部分が米によって支えられていることは、数字だけを見て安心するのではなく、内容をしっかり精査していく必要があると強く感じます。食料自給率は単なる数値の高さだけでなく、生活に必要な栄養やバランス、いざというときの持続可能な生産体制があるかが重要で、実際に米以外の小麦や大豆、野菜、果物、畜産物などの状況も把握しなければ、数字が高くても食卓は成り立ちません。

この数値に満足せず、多品目での食料自給、バランスの取れた食の確保を目指した議論と取り組みが必要です。

そこで、村内で生産されている主要な農産物は何か、その生産量はどの程度で、村民の消費量と比べてどのくらい不足しているかについて伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

村の基幹作物となるのが米でございますが、昨年村内で約726ヘクタールの作付があり、村の米の基準反収がおおよそ10アール当たり9俵となりますので、お米の生産量は単純計算しますと6万5,340俵、395万400グラムとなっております。

日本人が1年間に食べるお米の量につきましては、2020年のデータでございますが、50.8キログラムとなっておりますので、約7万7,000人分の1年間の米を生産しているという計算となり、村民約2万500人と計算しますと、約3年8か月分のお米を生産しているということになります。

10年前である平成26年の水稻作付面積は約779ヘクタールであり、面積はおおよそ50ヘクタール、7%ほど減っております。

これは、人口減少や食の多様化により、米の需要減に伴い、主食用米から市場作物等への転作作物の作付が拡大して、その影響が起因している部分でもあり、減っているという状況でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 当然主要な農産物はお米なんですけれども、私もお米食べないと満足できない体質なので、米が安定的に生産されていることは村の強みであり、誇るべきことだと思います。

ただ、やはり米に特化した生産体制は、数字上の食料自給率を押し上げる一方で、私たちが生きていく上で本当に必要な栄養素の確保という面では大きな課題となります。実際たんぱく質を補う大豆、ビタミンやミネラルを補う野菜や果物、油脂や加工品の原料となる作物がどれほど生産され、どれだけ村民の食卓に届いているのか、その現状が見えなければ、食の安全や持続可能な食生活とはいえません。

食料自給という言葉を考えてとき、ただ作っている作物があるというだけでなく、

村民がふだんの生活で必要とする量を、どれだけ村内で賄えているかが重要な視点になってくると思います。

特に、災害時や物流が止まるような事態を考えれば、米以外の食材をどれだけ確保できるかは命に直結しますので、まずは、村民の消費量と生産量をしっかり把握し、足りない部分をどう補っていくのか、その計画づくりが必要であると思います。

そこで、給食やスーパー、直売所、飲食店などで地元産の食材はどれくらい使用されているか、その割合を把握しているか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

給食やスーパー、直売所、飲食店などでの使用されているかということとその割合でございますけれども、学校給食における地場産物の活用につきましては、食材費の2割が村内の食材となっております。スーパーにつきましては、割合は把握しておりませんが、一部のスーパーでは地元農家さんの直売コーナーを設けているところなどもございます。村の直売所であるまると西郷館におきましては、西郷村の出荷者の売上げで見ると、令和5年度は全体のおよそ5割ほどが西郷村産の商品となっております。

また、農産物の出荷販売店数、商品数になりますけれども、店数で見ると62%が西郷村産となっております。

飲食店につきましては、地元のラーメン屋さんに西郷産のネギやハウレンソウ、お米を直接販売している方もおられますけれども、飲食店における地元産の食材の把握はしておりません。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 給食への地元産食材の使用割合が2割程度との答弁ですが、ここは数値的にすごく低く感じました。多分、米がメインかなと思いますが、スーパーや直売所、飲食店での地元産食材の使用状況については、把握が難しいとは思いますが、村全体でどれだけ地元の農産物が消費されているかという数値は、食料自給率や農業振興を本気で考えるのであれば、村の食が村内でどれだけ循環しているのかを明確にする必要があると思います。

そして、給食の地元産使用割合については、例えば50%を目指すなど、具体的な数値目標を設定して、農家や流通関係者、教育現場が一体となって取り組める仕組みをいくべきかと感じます。

そこで、村として食料自給率を向上させるために、どのような方向性で取り組んでいくのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまの一般質問にお答えいたします。

食料自給率を上げ、食料の安全、安定供給が重要視される中、持続可能な農産物の生産供給体制の推進を図ることは喫緊の課題となっており、西郷村の基幹的産業である農業を持続的に発展させ、次世代へつなぐことの重要性がますます高まっております。

す。

昨年は全国的に令和の米騒動と言われるまで店頭からお米がなくなる事態が発生し、改めて食料の安定生産と十分な食料供給があって生活の安心安全が得られるものであります。

村の基幹的作物であるお米につきましては、村民に十分行き渡る生産がなされておりますが、自給率に関わるその他の小麦、芋類、大豆、野菜、果実等の生産など、まだまだ足りていない品目があり、転作により米に偏らない施策も必要と考えております。

また、農業への取組の啓発として、半農半X、家庭菜園など、趣味で農業をしている方など、地域全体として農業が身近なものと広がるよう、西郷農業塾の取組を拡大し、助成面では西郷村野菜等生産対策事業による農業用資材等の補助などを行ってまいります。

また、地産地消の観点から、西郷村農産物直売所まると西郷館のさらなる充実も進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 食料自給率で見れば、米に大きく依存しており、米以外の品目をどう増やしていくか、その方針や方向性は早めに決めていかなければいけないのかと思います。

また、やはり農家さん任せにするのではなく、村全体で農業を支えるという形をつくって、村民の命を守るための食の備えという視点での取組を期待しております。

災害時や国際情勢の変化により、食料の供給が不安定になった場合、村民の食をどのように確保するのか、これは自治体として明確なビジョンを持つべき課題だと思いますが、そのあたりはどうにお考えか、村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

近年、世界的紛争、そして気候変動で食料自給の変化と生産性の不安定がいやが上にも増しております。これらのことから、村内での食料生産を強化及び地産地消を促進する取組は、私も議員と同じ考えであります。学校給食における地元食材の利用や米消費拡大事業による地産地消を図ってまいりたいと考えております。

西郷村に関しましては、農地転用により住宅化が進んでおります。農地が減少傾向に向かっている現状から、今ある限られた村内の農地をいかに遊休農地とせず耕作を維持していくかが最大の課題となっております。

そのため、前年度から今年度に向け地域計画を作成し、今後農業を辞めたいと思っている農地をいかに地域の担い手に引き継いでもらうかの目標地図を作成し、農地を守って、村民の食の安全につなげていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 何かもう、この場にいる全員が本当は農業って守らないと駄目だよねって頭では分かっているながらも、それが具現化できていないというか、今回の

予算に関しても、何かもう少し農業に対して村単独の予算がついてもいいのかなと個人的には思っているとお伝えして次の質問に移ります。

次に、災害時食料供給率と備蓄状況についてですが、皆さんご存じのとおり、日本は災害大国であります。地震、台風、洪水など、いつ大規模災害が発生するか分かりません。大規模な災害が発生した場合、真っ先に問題となるのが食料の確保です。

政府は最低3日分、できれば7日分の備蓄を推奨していますが、現実的に考えて備蓄というものはなかなか難しいと思います。

また、災害時には流通が途絶える可能性があり、ふだんのようにスーパーやコンビニで食料の購入をすることができなくなり、そうなった場合に村として何日間村民の食を確保できるのか、これは極めて重要な問題であると思います。さらに、戦後の混乱期には、食料を作れる人だけが生き延びたという歴史もあります。物流が機能しなくなれば、食料は買うものではなくつくるものになります。

そこで、現在村として備蓄している食料、水の量はどの程度か、村民2万人分として正しく備蓄が確保されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） 1番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

村の備蓄食料や飲料水の状況でございますが、令和6年1月1日に発生した能登半島地震の際に、支援物資として約2,400食分の食料と水を石川県に送っておりますので、再度備蓄している最中でございます。

現在の在庫数ですが、主食となる食料が約2,400食、ようかんなどのお菓子類が2,900個、1.6リットルの水が2,000本ほどとなっております。現在発注をかけている備蓄食料もございますが、毎年購入をしていければと思っております。

あくまで村としての地震や風水害を想定しての備蓄となりますので、2万人分を用意するものではなく、西郷村地域防災計画にのっとり想定されている避難者数1,048人の1日3食の3日分、合計役9,600食分の備蓄を目標に備えていきたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 地域防災計画にのっとり避難者数は1,048人、想定のかける3の3日分、約9,600食を目標に備蓄していきたいと答弁ですが、もちろん備蓄には限界はありますし、全村民を備蓄で賄うのは現実的ではないのかもしれませんが、安心できる数値ではないというのが個人的な感想です。そこが人口が多いがゆえの悩みともいえると思います。

そこで、災害時にスーパーやコンビニとの連帯はどうなっているのか、災害時に在庫を確保する仕組みはあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

スーパーやコンビニとの連携につきましては、村内に立地しているイオン白河西郷店のイオン株式会社と平成18年に災害時の支援協力に関する協定書を締結しており

ます。また、平成28年に株式会社ツルハドラックと災害時の応急生活物資の供給に関する協定書を締結しているところでございます。

そのほかには、白河市の丸水白河魚市場株式会社、白河青果株式会社と物資に関する協定を結んでいるところでございます。いずれも村からの要請で優先的に保有物資の供給を行っていただける条項が盛り込まれております。

今後も支援物資の供給が行える協定締結先の拡充に向けて進めていければと考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） イオンやツルハとの協定があるのは大変いいことですが、身近なコンビニであったりとか、村内にはほかにクスリのアオキやウエルシア、薬王堂とかもありますので、可能であればそういったお店とも全て協定を結んで幅を増やしていくことは重要かと思います。

あとは、買い占め対策とか転売ヤーみたいな人もいますので、そのあたりも協定の中に盛り込まれているのか分かりませんが、そういった対策も検討しておく必要があると思います。

また、過去の災害時、特に東日本大震災の際など、村の食料の供給はどのような状況だったのか、また、担当課として課題があったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

過去の災害時の際に、村の食料供給状況についてでございますが、東日本大震災を例に挙げますと、災害翌日には米を確保しまして、おにぎりの炊き出しやイオン等の協定締結先からの物資の供給により、食料の確保を行っていました。

その後、福島県から第1弾の支援物資が届きまして、おにぎり約2,000個、リンゴ400個、ミカン数箱、水4,000本、加えて村内企業よりミネラルウォーター2万4,000本等が支援物資として届きましたが、その物資が届くまでには約6日間の時間を要しました。

震災当時は、村では水や食料の備蓄を行っていなかったもので、早急な対応をとることができなかったのは課題といえたと思います。その課題を踏まえて、現在は食料の備蓄や段ボールトイレ、パーティション等の資機材の備蓄を進めているところでございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 以前は備蓄をしていなかった分、早急な対応がとれなかったというのが課題ということで、現状は多少備蓄している分、震災当時よりは改善されているとは思いますが、一括りに災害といっても、局所的な災害だと他県からの支援も受け入れられる前提ですが、やはり戦争を想定した場合、直近でも台湾有事もどうなるか分からない中、台湾有事が起きて輸入が途絶えた際に、国内での支援はあまり期待できないと思いますので、今村内にあるものだけで村民がどう生きていくのかも想定しておかなければならないのだと思います。

村の備蓄だけでは不足すると思いますが、それを補うために農業と防災をどう結びつけるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

備蓄食料が不足すると考えられる場合には、農業従事者との連携が不可欠であり、災害により食料が不足するときに供給してもらえる仕組みづくりが必要となると思います。

まず村としてできることは、農業協同組合やまると西郷館との食料や燃料、資機材等を可能な範囲で供給してもらえるような物資応援協定等を締結し、災害時の食料確保の強化を図っていくほうがよいと考えられます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 農業従事者との連帯が必要だという答弁ですけれども、だからこそ今農業に投資しておかないと、この村に安心した未来は訪れないのかなとも思います。

輸入が途絶えたら食料を生産できる農家一強時代となりますので、我々村民もふだんから自分で食べるものは少しでも自分で作るという意識が必要だなとつくづく思います。

そこで、住民の個人備蓄の意識向上や支援策は、どのように行われているか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

個人備蓄の意識向上や支援策につきましては、令和 4 年に全戸に配布しました西郷村総合防災マップに、災害の種類や非常時の備蓄品に関する事項等を記載しております。

また、地震や風水害などの被害が毎年のように発生し、大きな被害も出ております。大規模災害は今後も繰り返し発生するおそれがありますが、平常時に正しく備え、災害時に正しく行動することができれば、その災害を減らすことができることを具体的な取り組みを冊子にした防災に関にする啓発パンフレットを作成し、全戸配布してまいりたいと考えております。

また備蓄に関する支援策といたしましては、自主防災組織活動育成事業補助金がございます。自主防災組織を結成してもらい、補助金のメニューに資機材等整備事業があり、組織として備蓄食料を確保する支援策がございますので、村民の皆様には幅広く活用していただけたと思います。

今後は村としましても、自ら災害に備える自助の重要性は大変大きいと考えております。平時から自分の避難行動を考えるマイ避難の取り組みや避難用の非常時持ち出し用品の準備等の啓発に努めてまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 備蓄の啓発、そして備蓄の支援策としては、自主防災組織を結成

して補助金を活用して備蓄食料を確保してほしいということですが、当然備蓄を推進している担当課職員は備蓄を実施しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 防災課長。

○防災課長（木村三義君） お答えいたします。

私ごとにはなるとは思うんですけども、食料、飲料水に関しましては、災害用の備蓄食料ではございませんけれども、水や米や飲料水、野菜、レトルト食品等につきましては、常にストックしている状況でございます。その他の防災課の職員に関しましても、災害時の持ち出し用のリュック等を準備している職員もいます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 物すごく意地悪な質問で申し訳ありませんが、備蓄を推進している防災課職員が備蓄をしていないとは、口がすべっても言えないと思いますが、役場職員や我々議員も含めて、自分たちの身は自分で守ることを率先して実施していかなければならないと思います。

災害時に食料の確保ができなければ、村民は守れませんし、防災といった側面から見ても、今のままで本当に大丈夫なのか村長に伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

村としての備蓄食料の方針としましては、西郷村地域防災計画にのっとり、想定避難者数の1日3食3日分を目標に備蓄を行ってまいりたいと考えております。大規模な災害等により、物流が完全停止となった場合に備えては、不足する食料は生活応援物資を抱えている協定締結先の拡充や、全国の地方自治体との災害時応援協定を積極的に結ぶ取組を進めてまいりたいと考えております。

また、村民一人一人が自助、共助を意識して3日以上備蓄食料の確保ができるよう、防災意識の向上を促してまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 防災意識の向上を促進していきたいということですが、備蓄って永遠ではないので、循環させたりと面倒で手間もかかると思います。そして、何よりも災害時の経験も時間がたてば形骸化して忘れてしまうので、備蓄食料の確保も大事ですが、備蓄よりも生産力を高める方向性にシフトして、備蓄に依存しない環境構築をしていただきたいと要望して次の質問に移ります。

次に、農業人口の推移と今後の村の方向性についてですが、日本全体で農業従事者の高齢化が進み、後継者不足が深刻な問題となっています。統計データによると、日本の農業就業人口はピーク時の1960年には約1,400万人いましたが、現在は僅か120万人まで減少しているとのデータがあります。僅か60年で農業人口は10分の1以下になったということです。

我が村においても同様で、農業人口は減少し続けています。先ほども言いましたが、その時代でも食料を生産できる地域だけが生き延びてきたというのは歴史が証明しています。

我が村としても、今後農業の方向性としてどう考えているのか今一度確認しておきたいので、まず現状把握からさせていただきます。

現在の農業人口は何人か、そのうち高齢者の割合はどの程度か伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

2020年農林業センサスによりますと、農業経営体数につきましては366経営体で、農業に60日以上従事した世帯員等は532人、60歳以上の割合は約55%の294名となっております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 人口約2万人に対して農業人口は532人、うち高齢者が5割を超えているのが現状だということで、人口比で見れば圧倒的に少ないのが分かります。

続いて、過去10年から20年間の農業人口の推移はどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

2000年農林業センサスによりますと、農家数は899戸あり、2010年には570経営体と減少し、2020年では366経営体となっており、年々経営体数は減っている状況でございます。

その分、地域の担い手農家が農地の受け皿となっており、5ヘクタール以上の経営面積の農家数は2000年が36経営体、2010年が55経営体、2020年が58経営体で、うち10ヘクタール以上の経営面積の農家数の推移は、2000年6経営体、2010年13経営体、2020年24経営体と増えてきている状況でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 皆さんご存じのとおり、我が村においても当然農業人口は減っています。その分担い手農家さんが受け皿となって今の西郷村の農業を支えてくれる現状も理解しました。

次に重要なのが、農業をやめた人たちの主な理由は何か把握されていれば伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

西郷村では、20年以上前など1から2ヘクタールの水稻の兼業農家が多く、これらの農家の方の現状の米価、これらの農家の方について現状の米価と特に農業機械の高騰により、収益面から機械の更新や新たな購入など、設備投資が難しく、その方々がやめていることが多くて、農地は地域の担い手である専業農家へ集積され、経営規模の大きな農家が増えてきているという状況でございます。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 今3つの質問をしました。現在の農業人口、過去の推移、やめた理由、これ全員が本当は分かっているはずで、本当は今さら私がこの場で聞くことじ

やないと思っています。分かり切っていることなんです。

逆に言うと、何で分かっているのに止められないのかなと私はと思っています。農業人口が年々減っているのは分かっているのに、やめていく理由もほとんど明確に分かっているのに、分かっていることに対してなぜ対応できないのか、農業人口が少ないのが問題というよりも、年々減ってしまっているのが問題というよりも、国の食料自給率が低いという問題よりも本質的な問題は、原因が分かっているのにそれに対応できないのはどうしてなのか、対応するためのビジョンや政策、予算は十分なのか、そう問うているのが農業だと思っています。

そこで、西郷村において、このまま農業人口が減少し続けた場合、村の農業は将来的に持続可能なのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

農業人口は減ってきておりますが、地域の担い手農家に農地が集積され規模の大きな農家が増えてきております。現状優良農地等においてはこの方々を中心に地域計画においても位置づけられた農家が130名余り現在おりますけれども、今後5年、10年はこの方々に集積、集約される状況となっております。

しかし、今後さらなる農業人口が減少し続けた場合、地域の担い手農家の方たちだけでは全ての農地を維持できないことが見込まれております。若者の参入や退職者、半農半X、家庭菜園など、趣味で農業をしている方々など、幅広い様々な方々が農業に関わっていただき、地域全体で盛り上げる必要があると考えております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 地域の担い手農家さんが農地を集積、集約してもらっていただいても、今後は全ての農地の維持ができない見込みとの答弁ですが、これ今地域の担い手になっていただけている農家の方は、本当に貴重な存在だと思っています。本当にこの方々を失うと、我が村の農業の衰退は加速していくことは目に見えていると思います。

村として農業を守るための具体的な政策や計画はあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのお答えいたします。

農業人口につきましては、人口の減少に伴い着実に減少していくと国のデータにもあり、村におきましても今後減少していくことを前提に政策や計画を立てなければならないと考えているところでございます。

昨年度から今年度にかけては、農家の皆様約820名を対象に、10年後の農業の維持についてアンケートを取らせていただきました。その中では、やめる、規模を拡大、規模縮小、誰かに耕作を任せたいなど、様々な質問項目がございますが、そのアンケートを実施しましたが、一定割合で10年後は困難との回答を得ているところでございます。

農地を守るための具体的な政策や計画ということで、地域計画を作成し、農地の集

約を行い、担い手の方の育成を図っていくことが重要であると考えているところでございます。

村の将来の農業を担っていく農業者への支援として、国や県の補助事業の積極的な活用につなげてまいります。また、兼業農家の方など、小規模の農家についても継続的な支援は必要であり、国の補助事業の該当にならない方々を対象に、施設園芸野菜振興対策として、ハウスや機械、種や苗などについての補助を実施し、また、農業機械等への補助として、スマート農業導入支援事業や未来に受け継ぐ持続可能な農業推進対策事業により、額につきましては国の補助ほど大きくありませんが、村の単独助成として実施してまいります。

さらには、西郷農業塾を通し、新たな農業の担い手育成確保につなげる取組や、関係機関と連携したサポート体制の充実を図り、新規就農者等への支援の拡充を進めてまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） いろいろ支援やサポートの答弁いただきましたが、それでも農業人口はこれからも減り続けていくのでしょうか。その支援ももっと本当は手厚くしていかなければならないと思います。

1 つだけ意見させていただくと、どの自治体も人口が減っている中、我が村は人口が減るところか増えており、財政もよく、東北で 6 つしかない不交付団体の一自治体であり、自治体経営力ランキングはここ数年でトップで推移していると。そういった自治体が本当は農業人口だって増やせるという証明をしていかなければいけない立場にあると私は思っています。

そういった環境にある我が村が、農業人口は減っているのだから、今後も減るのはしょうがないという諦めが前提にあるのはどうかなと私は思います。本当は我が村がこの国を牽引して、農業人口だって増やしていけるということを証明していかなければならないのではないのでしょうか。

私はそういったビジョンが前提にあって、それを達成するために、解決するために必要な政策を考えて、そこに予算がつくと思っています。我が村における農業に対するビジョンはどう描いていて、それを具体的な数値で本来は答弁していただかないと、やはりどこを目指しているのか、もう農業は現状維持で、最悪なくなってもしょうがないという諦めているのかなと私は思ってしまいます。

私は、村の食料の生産力は財政力と同義だと思っていますので、今後はそのあたりのビジョンも分かりやすく掲げていただきたいと要望して次の質問に移ります。

次に、新規就農者数を増やすための施策についてですが、農業人口の減少に歯止めをかけるためには、新規就農者を増やすことが不可欠です。しかし、全国的に見ても、新規就農者は増加しておらず、特に若い世代が農業を選ぶケースは少なく、定着率も低いのが現実です。村においても新規就農者の増加は課題の一つだとは思いますが、農業に興味を持つ人がいたとしても、農地を確保できないことや、収益が不安定、初期投資が大きい、農業のノウハウを学ぶ機会が少ないといった理由から、就農を諦め

てしまうケースも少なくはないのではないのでしょうか。

また、新規就農イコール専業農家になるとも考えられているため、農業のハードルが高くなり、結果として挑戦する人が少なくなっていると思われます。

そこで、半農半Xの促進や、ロシアの生活様式で都市に暮らす人々が初夏から秋までの週末を過ごす菜園付きのセカンドハウス、ダーチャなどの仕組みを導入することで、農業への入り口を広げることができるのではないかなと考えます。

まず、現状把握として、ここ数年の新規就農者の数はどのように推移していて、併せて年齢層も伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

新規就農者の数でございますが、令和4年度につきましては1名で40代の男性、令和5年度につきましては3名で、20代男性1名、30代男性1名、40代男性1名、令和6年度につきましては1名で20代女性が1名となっております。令和7年度につきましては、現在のところ1名が予定されておりまして、30代女性1名となっております。

○議長（真船正晃君） 小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 農業人口の減少数と比較すれば、絶対的に少ない人数だとは思いますが、それでも若い方で新規就農していただけているという現実はうれしく思います。

本当にこういった方を一人でも多く増やしていける環境構築がものすごく大切だと感じますが、村の新規就農者支援制度はどの程度利用されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ご質問にお答えいたします。

村の新規就農者の支援事業といたしまして、機械購入等に対する支援といたしまして60万円まで助成する事業でございますが、先ほど申し上げました新規就農認定者につきましては、全員が利用しております。

また、未来に受け継ぐ持続可能な農業推進対策事業や西郷村持続可能な農業振興のためのスマート農業技術等省力化推進事業など、村の単独の助成も実施しておりまして、数名の方はこちらの事業も活用していただいている状況でございます。

また、県など関係機関で行っている機械運転の講習や新規就農者の各種研修会の情報提供や、就農支援センターと合同の就農相談等サポート支援を行っております。

○議長（真船正晃君） 小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 今の答弁を聞いていると、農業はやはり初期投資かかるよねと私も思ってしまいます。もうその時点で自分の手札に農業という選択肢は入ってこないのかなといった感じです。

先ほどの答弁の中にあった支援策があっても、なお新規就農者が増えない理由は何だと考えているか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

初期の設備投資、機械導入等ですが、設備投資は農産物の収穫まで収入が得られないことから、国でも新規就農者には手厚い支援が設けられておりまして、担い手の確保に努めておりますが、実際農業で生計を立てられるようになるには、栽培技術や経営力の向上と天候などにも左右され、農産物の価格転嫁の面など、安定した収入を確保することが難しい産業であることにより、親元での新規就農者も減少し、また、日頃農業に接していない部分で若者から選ばれる職業とはなっていないという現状でございます。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） やはり実家が農家じゃない、収入が低い、初期投資がかかるといった時点で、仕事の選択肢に農業が入ってこないのは明確になっていると思います。

私はもう専業農家の方を増やすよりも、兼業で半農半Xのような農業をより身近にする仕組みを導入して、自給的農家さんというのが正しいか分かりませんが、そういった方々を増やしていくことが新規就農者を後押しする材料になると思いますが、そういった農業を身近にする仕組みを導入するお気持ちがあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

村では村内の農家や福島県農業振興普及部から専門員を講師に派遣いただき、西郷農業塾を開催しております。また、今後JAでは、村や関係機関と協力し、トレーディングファームの整備と営農指導を行い、農業の担い手確保につなげる事業を行ってまいります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 今答弁いただいた西郷農業塾ですが、実際私も参加してみたいなとは思っていますが、やはりこういった農業に関わるハードルを下げた取組の普及をして、就農者予備軍みたいな方をどんどん増やしていくことがまず前提に必要なのかなと思います。

もちろん農業人口は少ない中で、農家さんにさらなる負担を課してしまうのかもしれませんが、理解ある農家さんの方がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひその方々のご協力の下、農業関係の人口の増加を図っていただきたいと思います。

また、他自治体で成功している農業体験や、移住政策を参考に新しい取組を検討しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） お答えいたします。

新しい取組を検討できないかとのご質問でございますが、令和6年度に農業関連の地域おこし協力隊員を募集し、1名を採用、現在直売所であるまると西郷館で活動を始めております。

この協力隊員の意向としては、市民農園、遊休地等の活用を開設し、首都圏から関係人口の構築を進めていきたいとの思いがあり、今後協力隊員と集落との関わりの中

から、西郷村への移住、ひいては耕作放棄地や空家の利用活用につながっていくことを視野に進めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 一人でも多くの方に農業に関わっていただいて、これからの農業人口増加に努めていただきたいと思います。

繰り返しになりますが、農業やりたい人がいないというよりも、農業を始めるハードルが高すぎるという認識が問題であって、農業塾や家庭菜園で農業を身近に感じてもらい、その方々を新規就農者へ誘導して定着するために、何が必要なのか、そもそも農業を専業にしないで関われる多くの仕組みをつくるなど、村の強みを生かした新しい農業のスタイルを確立できないか、こういった視点で村の農業を再構築することを検討していただきたいと要望して次の質問に移ります。

次に、耕作放棄地の現状把握と対策についてですが、全国的に農業人口の減少と高齢化により、耕作放棄地が増加し続けています。農林水産省の調査によると全国の耕作放棄地面積は約 4 2 万ヘクタールにも及び、これは東京都の面積の 2 倍に相当するそうです。

村においても農業人口が減少し、担い手不足が進む中で、耕作放棄地の増加は深刻な問題といえます。また、耕作放棄地が増えることで、単に農業の衰退を招くだけでなく害獣被害の増加、景観の悪化、不法投棄の発生など様々な二次的な問題を引き起こします。

さらに、一度放棄された農地は、適切な管理をしなければ農地として再生が難しくなり、将来的に農地として活用できる可能性のある土地がどんどん失われていくことになります。

そこで、現在村内にはどれくらいの耕作放棄地の面積があるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 1 番小澤佑太議員の一般質問にお答えいたします。

耕作放棄地の現状把握に関しましては、農地法第 3 0 条の規定により、毎年農業委員会のほうで村内の農地の利用状況調査を行っており、その調査の中で耕作放棄地の把握に努めております。

今年度は 1 万 7 8 8 筆、面積で約 2, 0 8 0 万平方メートル、2, 0 8 0 ヘクタールのとなります、の農地の調査を実施いたしました。今年度の調査では、農地の様相を呈していない非農地判断の筆数は 9 3 3 筆、面積で約 8 5 万平方メートル、8 5 ヘクタール、再生可能な遊休農地の筆数は 7 6 7 筆、面積で約 7 8 万平方メートル、7 8 ヘクタールとなっております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） ただいまの答弁の面積を東京ドーム換算すると、東京ドームが約 4 万 7, 0 0 0 平方メートルなので、非農地判断が東京ドーム約 1 8 個分、再生可能な遊休農地が東京ドーム約 1 7 個分となります。これは相当もったいないなと思います。

耕作放棄地の面積は分かったので、次に村のエリアごとの面積、データはどの程度把握されているか伺います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 再質問にお答えいたします。

農業委員会の調査では、村内を大きく北部、中部、南部と分けて調査しており、そのエリアごとの筆数、面積を申し上げますと、北部の非農地判断の筆数は215筆、面積で約16万2,000平方メートル、再生可能な遊休農地の筆数は186筆、面積で約13万平方メートル、中部の非農地判断の筆数は406筆、面積で約30万5,000平方メートル、再生可能な遊休農地の筆数は274筆、面積で24万6,000平方メートル、南部の非農地判断の筆数は312筆、面積で約38万3,000平方メートル、再生可能な遊休農地の筆数は307筆、面積で約40万4,000平方メートルとなっております。

なお、各エリアの調査筆数による耕作放棄地の割合でございますが北部が12.4%と最も低く、中部が15.2%、南部が20.0%となっており、また、調査面積に対する耕作放棄地の割合ですと、北部が5.9%、中部が6.8%、南部が10.3%となっております。

○議長（真船正晃君） 1番小澤佑太君。

○1番（小澤佑太君） 耕作放棄地の割合でいうと、北部が少なく南部が多く、南部の再生可能な遊休農地は面積で約24万6,000平方メートルなので、東京ドームの換算で約5個分、これイメージしやすい数値で聞くとことの深刻さが理解できるのではないかと思います。

耕作放棄地は年々増加傾向にあるのは皆さん分かっていると思いますが、改めて耕作放棄地は増加傾向にあるのか、それとも横ばいなのか、今後の見通しはどうなっているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 再質問にお答えいたします。

耕作放棄地でございますが、昨年度に比べますと、今年度非農地判断の筆数は40筆の減、面積で12万平方メートルの減、再生可能な遊休農地の筆数は46筆の減、面積で約4万平方メートルの減となっております。

なお、遊休農地の減少のうち、農業委員や農地利用最適化推進員の遊休農地解消に向けた活動実績により減少した筆数でございますが34筆、面積で約3万平方メートルとなっております。

耕作放棄地の筆数は年々減少傾向にありますますが、理由としましては、担い手への農地の貸付けのほかに、非農地判断に伴う地目の変更による減少、農地転用に伴う農地の減少でございます。

また、今後の見通しでございますが、非農地判断や農地転用申請に伴い、当面の間は今年度と同様の状況が続くと考えておりますが、今後離農者の増加に伴い、耕作放棄地が増加してしまうことも予想されますので、新規就農者の育成といった取組が急

務となっております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） ただいまの答弁だと、担い手の農地の貸付けや非農地の地目変更や農地転用により、農地の減少で耕作放棄地が昨年度より減少していると。ただし、今後の離農者次第では増加する見込みであると。

耕作放棄地の増加が課題となる中で、その要因の一つに相続の問題があると思いますが、権利関係が複雑な農地は、実際に活用しようとしても手続が進まず、結果として放置されてしまうケースもあると思いますが、耕作放棄地の所有者はどの程度特定されており、相続の問題などで管理が難しい土地はどのくらいあるのか伺います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 再質問にお答えいたします。

耕作放棄地の所有者は、農地台帳で管理しておりますのでほぼ特定できておりますが、村内に相続未登記の農地が 3 8 5 筆、人数では 6 4 名、面積で約 5 7 万 7, 0 0 0 平方メートルございます。相続がされていない農地に関しましては、基本的には貸し借りや売買、転用申請も受け付けられないため、問合せがあった場合などには、農業委員会のほうで早期の相続登記をお願いしております。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 農地管理台帳で管理しているから、ほぼ特定ができているものの、相続できていないから何もできないと。

その面積が約 5 7 万 7, 0 0 0 平方メートルで、これ東京ドーム換算で約 1 2 個分に相当しています。まず、こういった問題も解決しないと、もう永遠に変わらないよねって私は思っています。

ここまでで耕作放棄地の現状は共有できたと思いますが、現在農地バンクの活用状況や耕作放棄地の再生に向けた取組は、どのように進められているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（鈴木弘嗣君） 再質問にお答えいたします。

農地バンク、福島県の場合には農業振興公社が該当しますが、これまでも農地バンクを通した農地の貸し借りや売買の実績はございますが、農地の場合、地理的な条件や日照、水利の問題などもあり、担い手が見つからないケースが多々あるのが現状でございます。

また、耕作放棄地の再生に関しましては、補助事業もございますが、個人負担、金額面もあります、の発生、また、地域の話合いを通して中心的な担い手と位置づけられた農業者等が遊休農地を引き受けて、作物生産等を再開させるとの条件もあり、当村においてはほとんど実績がないのが現状でございます。

そのため、耕作放棄地の再生ではなく、今後も耕作放棄地を増やさないようにする努力をしていきたいと考えております。具体的には、まずは農業委員会による農地パトロール、遊休農地所有者への意向調査の実施、規模拡大を目指す耕作者への情報提供、そして、農地の貸し借りや売買へと結びつけていきたいと考えております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。

（午後２時００分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後２時０１分）

○議長（真船正晃君） １番小澤佑太君。

○１番（小澤佑太君） 農地バンクをとおした実績もあるが難しい現状と、補助事業もあるけれども条件が厳しいということで、村としては耕作放棄地は減らすよりも増やさないように努力をしていきたいとの答弁ですが、私はものすごく守りに入っているなと思っていて、私も耕作放棄地の現状を知って、手のつけようのないどうしようもなさを感じておりますが、このあたりを村としてどう受け止めて、どうビジョンを描いていくのか、その辺が今後の課題だと思っていて、いつまでも受け身では、よくて現状維持、最悪取り返しのつかない現状になってしまうと思うので、今がぎりぎり分岐点だと思っていて、ここで今後の農業に対する未来地図は明確に描いてほしいと要望して、次の質問に移ります。

次に、空き家対策と農業振興の連帯についてですが、現在日本全国で空き家問題が深刻化しており、総務省の調査では全国の空き家率は約１３．６％に達しているそうです。これは、七、八軒に１軒が空き家になっているとの状況で、我が村においても空き家問題は深刻であると思いますが、村内にどれくらいの空き家があるのか、空き家の所有者が特定され、適切に管理されているのか、そういったデータを把握し、空き家の活用策を考えていくことが必要だと思います。

また、空き家対策と農業振興をセットで考えることで、空き家と耕作放棄地をセットで新規就農者向けに提供する、または、先ほど説明したロシアの生活様式で都市に暮らす人々が週末過ごす菜園付きのセカンドハウス、ダーチャなどの２拠点生活の拠点とすることへの活用も可能であると思います。

そこで、村内の空き家の軒数、分布、所有者の把握状況はどうなっているのか、現状を伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

村内の空き家等実態調査は、直近で平成２８年度に実施しております。

調査は外観目視による現地調査及び空き家の可能性が高いと判定された建物所有者への意向調査により空き家と定義しています。

調査結果では、２３５棟は空き家と定義され、また、そのうち利活用可能な空き家が４８棟、修繕が必要とされる空き家が１１６棟、著しく破損ありと判定された空き家が５３棟、判定できなかった空き家が１８棟となっています。

空き家の分布につきましては、小田倉地区が最も多く、真船、鶴生、熊倉、羽太地区の順に多くなっております。

○議長（真船正晃君） 少々お待ちください。

休憩時間過ぎておりますが、もう少しで一般質問のほう終わるという予定だそうでございますので、このまま続行していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 調査結果では235棟が空き家であり、うち利活用可能な空き家が48棟しかない。約2割しか利活用可能な空き家がない中で、空き家バンクの登録数、成約率はどの程度で、実際にどれくらい活用されているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えします。

空き家バンクは村と福島県宅地建物取引業協会と協定を締結し、令和2年度から始めております。本年度までに9件の登録がございました。

9件のうち、4件が成約、4件が取扱不動産会社で成約したことにより、登録を取り消しております。

現在は、今年1月に登録した物件1軒が登録されている状況となります。したがって、空き家バンクの成約率としましては89%となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 成約率だけで見ると89%と数値的には高いので、空き家バンクにさえ登録すれば、空き家の数は減らせそうなイメージですが、今回は農業振興についてなので、空き家と耕作放棄地のセット活用を進めるといった観点から見ると、全国的に田舎暮らし体験施設みたいな感じで、都市部の方が地方の暮らしを体験できる施設といった運用の仕方とかも事例としてあると思いますが、空き家と近くの耕作放棄地をセットで農地付き空き家としての活用を検討しているのか伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） お答えいたします。

農地付き空き家につきましては、村の空き家バンクに登録が可能であり、過去に農地付き空き家が登録され、成約となった実績もございます。村としましては引き続き農地付き空き家をご希望される方については、村産業振興課、農業委員会と連携し、農地の利活用促進を図るとともに、空き家の解消にもつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君。

○1 番（小澤佑太君） 希望する方には、担当課同士で連携していただいて、空き家解消と農地の利活用促進を図っていただきたいと思います。

私は望んでいる方に一人でも多く届くように仕組み化して、耕作放棄地にならないようなロスをうまくネットワークを構築していただきたいと思います。

今回農業振興に関して一般質問させていただきましたが、私たちの暮らしは1次産業の上に成り立っており、既にいろいろな課題があるものの、いつの時代も自分たち

の食べるものを自分たちの手で作るというその仕組みを守ることこそ、本当の意味での子どもたちの未来を守ることにつながると思いますので、担い手の減少とか後継者不足といっていますが、子どもたちの教育の中に農業を組み込んで、職を選ぶ上で農業という選択肢を増やしておくことが非常に重要であると感じます。

最後になりますが、農は国の礎であると言われてるように我が西郷村においても、これから先の農業に対して守りに入らずに、希望を持てる理念やミッションを掲げ運営していただきたいと要望して、私の一般質問を終わります。

○議長（真船正晃君） 1 番小澤佑太君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（真船正晃君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日 3 月 11 日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後 2 時 08 分）